

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 32(オ)129	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	温泉掘さく禁止請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 33 年 7 月 1 日	原審裁判年月日	昭和 31 年 11 月 8 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 12 卷 11 号 1640 頁		

判示事項	温泉の掘さくが権利の濫用にならないとされた事例。
裁判要旨	新規温泉の掘さくがなされる前と後とにおいて既存の温泉井の温泉成分に変化があった事実は認められず、その水位・ゆう出量・温度については軽微な変化は認められるとしても、新規掘さくがその主たる原因とは断定できず、しかもこの変化は、ポンプ座の位置を下げ、モーターを若干強力なものに取り替える等の措置により容易に既存の温泉井の利用・経営に支障を来たさないよう補い得る程度のものである場合には、新規温泉の掘さくが権利の濫用にわたるといふことはできない。

全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人三原道也、同菅野虎雄の上告理由について。

原審の認定する事情の下では、被上告人の温泉掘さくが権利の濫用になるとは考えられず、所論は、原審の認めない事実を前提とするものであるか、もしくは、権利濫用の成否につき右と異なる独自の見解を主張するに帰する。なお、論旨の引用する大審院判例は、原審の判断と矛盾するものではない。それ故、所論は採用することができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 河村又介 裁判官 島保 裁判官 垂水克己)

※参考：判例時報 157 号 14 頁